

## 介護事業所におけるコロナ問題の労務管理Q A

今回は、介護事業所におけるコロナ問題の労務管理について、特に意識したい内容をQ A形式で取り上げました。



### コロナ特別手当

Q. 感染リスクを負いながらも働く現場の職員に対して、特別手当を支給することはできますか？

A. 報道によれば、大手介護事業者では、緊急事態宣言発令期間中、介護職員に1日数千円の特別手当を支給する例もあります。介護現場は身体接触も多く医療現場同様に感染リスクがあり、また、クラスター（感染者集団）発生リスクもあることから、リスクに報いる手当の導入は、職員のモチベーション向上にも繋がるといえます。

無限定の手当とならないよう、特別手当の定義・支給条件・期間などは整備し、労使協約や個別職員との合意取り付けなどを進めましょう。

### コロナ疑いと休業手当

Q. 職員から「微熱と咳が続いているが、仕事はしたい」という申し出がありました。コロナ感染の疑いがあり、自宅待機を命じる場合、賃金を支払わなければなりませんか？

A. 介護事業者が自宅待機を命じることは可能です。職員は仕事ができる状態にあるものの、介護事業者の判断によって職員が働けないこととなります。

この場合、介護事業者は少なくとも休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。もっとも、強引な自宅待機はトラブルを招きやすく、どのような場合に職員に自宅待機を命じることができるか、労使で基準やルールを整えることをお勧めします。

### コロナ疑いと有休処理

Q. コロナ感染の疑いがある職員に自宅待機を命じる場合や休業による自宅待機を命じる場合、有給休暇を使用させても良いですか？

A. 職員本人が有休として処理して欲しいと希望し、それに介護事業者が応じることは問題ありません。申請事務処理を行いましょう。

有休を強制的に使用させることは違法なため、止めましょう。

### コロナ感染と労務管理責任

Q. 仕事が原因で、職員がコロナに感染した場合、どうなりますか？

A. 通勤中や工作中に職員がコロナに感染してしまった場合、労災保険法に基づき休業補償の対象となります。

また、介護事業者の管理体制に問題があれば、労災保険の休業補償以上の補償を介護事業者が行わなければなりません。

#### 【重要】



調査しても感染源がわからない場合、直ちに補償を行うかは注意が必要です。労災申請は進めても、労災原因の介護事業者証明は慎重に行う必要があります。



安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

〔東京弁護士会所属〕

〔代表〕 谷 靖介（東京弁護士会登録）

〔事務所所在地〕

東京都（日本橋）

千葉県（市川・船橋・津田沼・千葉・成田）

茨城県（鹿島）

## 介護事業者の責任

Q. 仕事が原因で職員がコロナに感染した場合、どのような場合に介護事業者は責任を問われますか？

A. 介護事業者側に『落ち度』があった場合、職員の感染について責任を負います。介護施設では、〔厚労省の示しているコロナ感染拡大防止措置を回っているか〕が重要です。①施設や部署ごとに感染防止対策マニュアルを整備する、②オンライン研修や資料配布などで職員への教育周知を徹底する、といった対策が必要です。また、万一の場合に備え、労災上乗せ保険の加入や見直しもご検討ください。

(参考) 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000121431_00089.html)

## 感染防止ルールに協力しない職員

Q. 勤務中にマスクを着用しない、手洗いをしない、三密（密閉、密接、密集）で感染リスク行為を止めない、といった職員にはどうすればよいですか？

A. 介護事業者として考えなければならないのは、感染の予防と職員の生命、身体の安全です。まずはルールを守らない職員に感染防止の重要性を説明し、注意しましょう。会議に出席させない、他の職員から距離を置いて業務を行ってもらう、場合によっては自宅待機を命じる等により対応すべきと考えます。実務上は懲戒処分も可能です。



弁護士法人リーガルプラス代表弁護士 東京弁護士会所属  
介護法務研究会 (C-LA) 代表 谷 靖介 (たに やすゆき)

石川に生まれ、東京で幼少期を過ごす。1999年明治大学法学部卒業、2004年弁護士登録。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、2005年、実働弁護士ゼロ地域の茨城県鹿嶋市に赴任。翌年には年間500名以上の法律相談を担当し、弁護士不足地域での法務サービスに尽力する。弁護士法人リーガルプラスを設立し、複数の法律事務所を開設し、介護医療事業への法務支援に注力。経営者協会労務法制委員会講師を務めるなど、講演経験やメディア出演も多数。

## 《コロナ対応 企業特別相談のご案内》

### 【ご相談内容】

(テナント・事業所の賃貸借)  
・家賃延滞交渉・家賃の増減額調整・保証金、敷金への充当・支払い延滞交渉・明け渡し、退去調整 (取引)  
・仕入れ調整・契約条件の見直し・取引の停止、減少 (契約)  
・契約の停止、解約  
・契約条件の変更  
・違約金やキャンセル料、損害賠償金の調整 (労務・人事)  
・自宅待機命令サポート・不満社員への対応・休業補償や賃金不払いの説明・解雇リスト等

### 【ご予約】

03-4455-9129 (谷・小笠原) ※平日10:00~18:00  
又は [taniyasuyuki@bengoshi-lp.com](mailto:taniyasuyuki@bengoshi-lp.com)

上記に電話にて「コロナ対応 企業特別相談希望」とお伝え又はメール文に明記の上で、お問い合わせください。

### 【相談時間】

平日10:00~18:00

### 【期間】

令和2年5月31日まで

### 【相談方法】

電話  
来所相談(東京事務所のみ)

### 【担当弁護士】

弁護士法人リーガルプラス 代表弁護士 谷 靖介

### 【相談料】

初回無料  
\* 2回目以降は有料(60分22,000円)  
継続的な法務労務支援  
月額30,000円から継続サポートプランあり

安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス  
(東京弁護士会所属)

[発行・お問い合わせ]

弁護士法人リーガルプラス 本部

TEL : 03-4455-9128

電話受付時間：平日9:30~18:00

〒103-0027東京都中央区日本橋3-1-4 日本橋さくらビル2階

<https://www.legalplus-kigyohoumu.net/kaigo/>

【介護事業】 経営者様や管理者様へ

# 介護事業トラブル 弁護士相談のご案内



- ☑ 営業妨害のクレームが止まらない！
- ☑ 職員のミスで利用者とトラブルになってしまった！
- ☑ 深刻な介護事故を起こしてしまい、謝罪対応が必要！
- ☑ 介護事故で利用者や家族から訴えられてしまった！
- ☑ 突然、辞めた職員から内容証明郵便が届いた！
- ☑ 不祥事を起こしてしまい、マスコミの取材が来た！



どうしよう！？ どうすれば良いのか！？



**お任せください！  
介護トラブルに詳しい弁護士が  
しっかりと対応します！**

## 《担当弁護士のご紹介》



### 【略歴】

- 1977 石川県金沢市生まれ、東京都三鷹市育ち
- 2004 弁護士登録
- 2008 弁護士法人設立

- ・介護事業に強い弁護士
- ・実務者研修を修了、介護実務、業界用語、業界慣習に詳しい
- ・介護経営者向け研修会や講演講師を多数担当
- ・社会福祉法人から個人事業主まで幅広く介護事業者を支援

弁護士 谷 靖介 (東京弁護士会所属)  
たに やすゆき

# ご相談の流れ

## ◆お問合せ

メールやお電話で「介護トラブル法律相談」のご利用希望とお問合せください。  
事情を簡易ヒアリングし、相談日時を調整します。

弁護士法人リーガルプラス 東京法律事務所

TEL : 03 - 4455 - 9129

(受付時間/平日10:00~18:00)

E-mail : [taniyasuyuki@bengoshi-lp.com](mailto:taniyasuyuki@bengoshi-lp.com)



## ◆法律相談（経営者様・管理者様は初回無料！）

※介護事業の経営者や管理者が対象です。当法人顧問先企業、セミナー/勉強会/講演会のご参加者、社会保険労務士・税理士・公認会計士・司法書士・中小企業診断士・コンサルタント、介護事業団体ご関係者、それらの方からのご紹介をされた方などが無料相談の対象となります。

※事業所職員の方（一般職員、サ責、生活相談員、勤務ケアマネ）やその他の方からのご相談は、相談費用が1時間15,000円（税別）がかかります。



### 法律相談の対象\*

- ・利用者や利用者家族とのトラブルで、相手に弁護士がついている場合
- ・深刻な不祥事や介護事故の対応
- ・利用者からのクレームにより営業妨害が発生している場合
- ・職員から下記の請求を書面でなされている場合（口頭メールは除く）
  - ① 残業代請求などの未払い賃金請求
  - ② 損害賠償請求（解雇、ハラスメント、労災などを根拠）
  - ③ 配点命令、出勤停止や減給等の懲戒無効
  - ④ 解雇無効

\*上記にあてはまらない紛争性が乏しい事案（処遇への意見や不満、人間関係のトラブルや調整、労務管理のコツ）に関しては、無料相談の対象とはなりません。

### 対応事務所

リーガルプラス東京法律事務所（東京駅八重洲口5分、日本橋駅1分）  
〒103-0027東京都中央区日本橋3-1-4 日本橋さくらビル2階

## ◆代理活動

### 弁護士費用（税別）

活動費用\* 月60,000円（月6時間以内、超過分別）

\* 案件1件あたり。事案の難易、稼働負荷、手続き内容により個別調整いたします。

損害賠償の被請求事案で被請求額が1,000万円を超えている場合やあっせん訴訟事案は別途お見積りいたします。

活動期間 3か月～

解決報酬 非金銭事案

20万円～60万円

金銭被請求事案

減額分の10%～20%